

空家等の適切な管理の促進に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と公益社団法人矢巾町シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、所有者等による空家等の適切な管理を促進することにより、良好な生活環境の保全を図り、町民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（2） 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この協定における用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び矢巾町空家等の適正な管理等に関する条例（令和元年矢巾町条例第2号。以下「条例」という。）の例による。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

（1） 町内にある空家等の所有者等から、自ら管理することが困難である旨の相談又は空家等の管理の委託先に関する相談を受けた場合に、乙が行う空家等管理見回り業務（以下「見回り業務」という。）を紹介すること。

（2） 広報紙、ホームページへの掲載その他の方法により、乙が行う見回り業務の周知に努めること。

2 前項各号の紹介又は周知は、甲が乙への業務の発注、契約の締結その他の取引を保証するものではない。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空家等の所有者等との契約に基づき、次の業務を行う。ただし、その業務内容については、高齢者である乙の会員が安全に業務を遂行できる範囲に限る。

（1） 空家等の見回り、外観点検

（2） 空家等の除草、樹木の剪定又は枝下ろし

（3） 空家等の管理状況の報告

（4） その他所有者等の要望による空家等の管理に関すること

2 乙は、所有者等との契約に基づいて行う業務に関し乙と所有者等との間で生じた苦情、損害賠償請求等の紛争については、乙の責任において解決するものとし、甲はその責任を負わない。

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、法令の改正その他の事情の変化によりこの協定の内容を見直す必要が生じたときは、甲乙協議の上、随時変更することができる。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙（乙の会員を含む。以下この条において同じ。）は、この協定に基づく業務を通じて知り得た個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の規定に基づき適正に取り扱うものとし、業務の目的以外に使用し、又は正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了した後も、なお効力を有する。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、自ら又はその役員若しくは構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙は、相手方がこの協定に違反したとき、その他相手方に協定を継続し難い重大な事由があると認めるときは、相手方に通知の上、この協定を解除することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和8年10月5日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町
代表者 矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
公益社団法人矢巾町シルバー人材センター
理事長 阿 部 勝 郎